

平成 2 5 年度 税 制 改 正 要 望 検 討 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（文部科学省）

制 度 名	国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	寄附金控除について、以下の2点を措置する。 ①国立大学法人等に対する個人からの寄附に係る税額控除制度の導入（現行の所得控除と税額控除との選択制の導入） ②特定寄附信託（日本版「ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度の対象法人の拡大（国立大学法人等の追加）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	① ▲1,398 百万円 ② ▲ 1.0 百万円 （ － 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び公立大学法人（以下、「国立大学法人等」という）は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図るために設置された機関であり、それらの活動を促進することは、我が国の持続的な発展と豊かな社会の構築にとって不可欠である。 国立大学法人等が、確たる経営基盤に基づき、安定的に高度かつ良質な教育研究活動を行うために、幅広い方面からの多様な外部資金を獲得するための制度を措置することとする。 (2) 施策の必要性 これまでの税制改正により、個人が国立大学法人等に寄附した場合の寄附金控除が拡大されることなどにより、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られ、一定の寄附金収入が確保されているところである。 一方で、海外の大学は、我が国以上の公的資金が投入されているだけでなく、寄附金等により構成される巨額の基金によって財務基盤を強固にしている。こうした基金の規模の差は極めて大きく、既存の制度下における各法人の努力だけでは、その差がさらに拡大することから、我が国の大学が海外の大学に伍して教育研究の機能を高めていくためには、このように多元的な資金調達を進める必要がある。 これらを踏まえ、国立大学法人等がさらなる外部資金の獲得を目指すために、国立大学法人等における個人からの寄附金収入の増加を促進する施策を講じることが必要であり、そのために、以下の観点に適う施策を講じる必要があるものと考えられる。 ・ 寄附者の裾野を拡大すること（個人・小口寄附者の取り込み） ・ 寄附金控除に係る諸制度の使い勝手を改善し、寄附しやすい環境を構築すること ・ 個人の寄附に対する意欲を惹起するための多様な制度を構築すること なお、平成２３年度税制改正により、学校法人等に対する個人からの寄附への税額控除の導入及び学校法人等への寄附を目的とする信託財産から生じる利子の非課税措置が実施されているが、国立大学法人等も、地元企業との共同研究の連携や地域への高度医療の提供を行うなど、社会に対して開かれた存在であり、地域の寄附金等の受け入れ先として相応しいものであると考えられる。こうした点に鑑み、学校法人等と同様に税額控除制度や特定寄附信託に係る利子の非課税措置の対象法人として国立大学法人等を含めることは、「新しい公共」構想が目指す「支え合いと活気がある社会」の構築に資するものである。 また、平成２３年１１月に行われた「提言型政策仕分け」においても、大学経営における自主的な財源の安定に向けた取組として、寄附金税制の拡充をはかることとされ、さらに本年６月に発表した「大学改革実行プラン」においても、多元的な資金調達の促進を掲げているところである。	
		今回の要望に	合理性
		政策体系における政策目的の位置付け	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上
		政策の達成目標	国立大学法人等における寄附金収入を増加させることにより、法人の経営基盤の強化を通じて、教育研究の振興を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育研究活動の質を確実に向上させていく必要があるものとされている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	国立大学法人等への個人・現金寄附者
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	①～②のとおり、各措置により国立大学法人等への寄附金収入が増加するものと見込まれる。 ① 国立大学法人等に対する個人への寄附金は、その多くが小口（５００００円未満）であり、税額控除の導入により、控除範囲が拡大するため、小口の個人寄附金を増加させるものと考えられる。 ② 特定寄附信託に係る利子所得の非課税措置の対象法人に国立大学法人等が追加されることにより、主に国立大学の卒業生を中心に、同制度が活用され、個人寄附金を増加させるものと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【法人税】 国立大学法人等への法人からの寄附金は全額損金算入（法人税法第３７条）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	（平成２４年度予算） 国立大学法人運営費交付金：１１，４２３億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	国立大学法人等の経営環境は厳しさを増している。教育研究活動を安定的に行うためには、公的助成に加えて、多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。 よって、国による予算上の措置と、外部資金の拡大のための制度改善は、両者あいまって国立大学法人の経営基盤の強化が実現されるものであり、補完的な関係にあるといえる。
		要望の措置の妥当性	① 税額控除制度は、低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度といわれている。現行の国立大学法人等に対する個人からの寄附は、所得控除しか選択肢がなく、寄附者の特徴に応じて、有利な制度を選択できる制度を措置することが肝要であり、措置は急務である。 ② 特定寄附信託制度の利点は、個人が多様な寄附先から自らが望む寄附先を選択できる点にある。こうした利点を最大限生かすためには、対象となる法人を「新しい公共」に該当する法人に限定する合理的な理由はない。よって、同制度の対象として国立大学法人等を含めることは肝要であり、急務である。
	適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	－
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	－

	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		新規要望